

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令(案)」、「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件(案)」及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第七号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量を定める件(案)」に対する意見募集の結果について

令和4年3月 31 日(木)

環境省地球環境局地球温暖化対策課

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令(案)」、「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件(案)」及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第七号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量を定める件(案)」について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

1. 概要

- (1)意見募集期間: 令和4年1月 29 日(土)～令和4年2月 27 日(日)
- (2)実施方法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法: e-Gov の意見提出フォーム、郵送

2. 意見募集の結果

- (1)意見件数: 5件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方: 別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。

意見の概要	意見に対する考え方
特定排出者が非化石証書を購入し、その二酸化炭素削減相当量を調整後排出量からの控除に使用可能とするのに際し、現在のグリーン電力証書等の扱いと同様に上限を設けないでほしい。	証書は、電力や熱等のエネルギーに付随する属性とその総量をやりとりするものであるため、当該エネルギーに係る排出を削減する以上の炭素削減価値を持つものとして取り扱うべきではないことから、原案のままとします。
本制度において、非化石証書の適用対象が「他人から供給された電気」ではなく「小売事業者から供給された系統由来の電気」に限られることとなった場合、自営線供給を受ける場合は非化石証書の適用対象外となることを懸念する。	非化石証書の適用範囲は、電気事業者から小売供給された電気に限ることとします。そのため、自営線経由で供給を受けている場合であっても、電気事業者から小売供給された電気であれば非化石証書の適用対象となります。
現在、法人等となる特定排出者について、法人番号の取得が行われていないようであるが、法人番号の提出を行わせるようにされたい。 法人番号があると、環境省をはじめ、各行政機関において、その事務に有用であるし、市民の確認にとっても有用で、公正性も向上する。	令和4年5月から運用開始予定の「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS)において、今後、報告された温室効果ガス排出量等を法人番号で検索できるようにすることを含め検討してまいります。